（イマーション・スーツ）

第五十一条の二の二　総トン数五百トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、最大搭載人員と同数のイマーション・スーツを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める程度に応じて、備え付けるイマーション・スーツの数を減じることができる。

2　（略）

（自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん）

第五十一条の三　一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）には、二個（第一種漁船にあつては、一個）の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

2　総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、四個（総トン数三千トン未満のものにあつては、三個）の自己点火灯、二個の自己発煙信号、十二個の落下傘付信号及び二個の火せんを備え付けなければならない。

3　前二項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第三項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

4　（略）

5　船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

（レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置）

第五十一条の四の三　一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船にあつては各舷（げん）に一個、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外のものにあつては一個のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

（持運び式双方向無線電話装置）

第五十一条の四の四　一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船にあつては三個、総トン数三〇〇トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）にあつては二個、総トン数三〇〇トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

（救命いかだ進水装置）

第五十一条の五の二　総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船であつて第四十八条第二項又は第三項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、各舷（げん）に一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

2　総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船であつて第四十八条第四項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

（イマーション・スーツ）

第五十一条の二の二　総トン数五百トン以上の一般漁船には、最大搭載人員と同数のイマーション・スーツを備え付けなければならない。

2　（略）

（自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん）

第五十一条の三　一般漁船には、二個（第一種漁船にあつては、一個）の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

（新設）

2　前項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第二項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

3　（略）

4　船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

（レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置）

第五十一条の四の三　一般漁船には、一個のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

（持運び式双方向無線電話装置）

第五十一条の四の四　一般漁船には、総トン数三〇〇トン以上のものにあつては二個、総トン数三〇〇トン未満のものにあつては一個の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

（新設）